

資料課	係長	課補長佐	課長	次長	局長	所長

昭和五一年四月

司法修習生心得

教官指示  
印刷部数 1,500部  
昭和51年4月14日  
(資料課資料係)

北成社

「司法修習生心得」正誤表

頁  
數

誤

正

はしがき	一行目	司法研習所	司法研修所
二頁	二三行目	不真面	不真面目。
五頁	末行	病氣休暇（非常災害、……）	病氣休暇、特別休暇。（非常災害、……）
一〇頁	八行目 九行目	兼業、兼職	兼業、兼職
一一頁	一三行目	公職選挙法違反、輕犯罪 法違反等	公職選挙法違反、道路交通法違反、 犯罪法違反等

は し が き

司法修習生の司法研修所入所における平均年齢は、ほぼ二七歳である。この年齢は、他の社会においては、四、五年の経験を積んだ有能な会社員あるいは公務員のそれに相当するし、諸君の中には、現にこのような職業につき、社会的訓練を経てきた人も多い。したがつて、この小冊子で述べようとする多くの事項は、いわゞもがなのことかもしけないし、そうあつてほしいと思う。しかし、諸君の中の相当数は、学生あるいは学生に準ずる立場にあつて社会的訓練を受ける機会もなく入所した人であり、人は変つても、年々歳々同種の事故が発生し、九じんの功を一きに欠く人が後をたたない。あえてこの小冊子を編み、諸君の注意を喚起する次第である。

昭和五一年四月

司法研修所事務局長 川 審 義 德

目 次

一 司法修習生の身分	.....
二 規律の保持	.....
1 司法修習生の監督機構	.....
2 欠席	.....
3 旅行	.....
4 聚集・兼職の禁止	.....
5 秘密の保持	.....
6 非違行為	.....
三 修習の心構え	.....
1 修習に対する基本的態度	.....
2 基本型の習得	.....
3 文章の重要性	.....
4 修習の場	.....

15 15 14 13 13 11 11 10 8 4 4 4 1

四 エチケット

- 1 身だしなみ 一般
- 2 講師、教官、実務修習指導者等に対するエチケット
- 3 職員に対するエチケット
- 4 見学先でのエチケット
- 5 松戸分室でのエチケット
- 6 司法研修所の施設の使用について

23 22 21 20 19 17 16 16

五 むすび

## 一 司法修習生の身分

司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受けるものとされている（裁判所法六七条二項）。一般に、給与、賃金は労働の対価であるが、司法修習生は、国家に対し、労働を提供する地位にあるわけではない。しかるに、国家が国民の税金の中から司法修習生に対し給与を支給することにしているのは何故か。また、国家が、司法修習生の修習について必要な人的、物的設備を用意するという仕組みを探っているのは何故か。諸君は、このような問い合わせに対し、どのように答えるであろうか。

国家が法曹の養成を國の事務とし、右のような仕組みを探っているのは、民主主義國家においては法の支配がその根幹であり、法曹が法の支配の重要な担い手であるという國民の認識と合意があるからにほかならない。このように考へるならば、司法修習生は、国民に対し法の支配の立派な担い手となるよう修習に専念すべき義務を負うものというべきであろう。授業料を納め、知識、学芸を教え授けられる学生の地位と司法修習生の地位が質的に異なることは、理の当然であり、司法修習生には、その修習期間中、修習の面においても、規律保持の面においても、法の支配の担い手に姿を現すが求められ

るのである。このことは、裁法所法六八条及びこれを受けた司法修習生に関する規則一八条が、司法修習生に品位を辱める行状があつたとき、修習の態度が著しく不眞面などきは、これを前述の法曹養成の機構から追放することとしていることからも明らかであろう。

諸君が右に述べたところを肝に銘じて行動するならば、以下に述べるところは無用の指摘となるであろう。司法修習生の中には、この点に思いをいたしている人もあることを、修習日誌の一頁から紹介しておこう。

「今日も朝から暗れわたつていて、気温は零度以下だろう。七時すぎの寮内は静かである。トレーニングシャツに着がえ十五分ばかりランニングをする。汗をかいだ後の朝食はうまい。食事担当の人聞くと既に二七年も修習生の食事を作つているとのことだ。一つのことだけ打込んだことに頭が下る。そして八時半より起案にとりかかる。自宅起案の日は、この繰返しが続くが、朝のスタートのいい日は苦にならない。

修習生はいろいろと言いたいこともあるとしても、本当にいい身分と思う。多くの同年輩の人たちは七時すぎに出勤して夜九時ごろ帰るという。実際友人たからもうらや

ましがられる。この残された貴重な時間を有意義に使いたいと思う。給料面にしても、仕事の割には恵まれている。今本当に感謝して給料をもらつていいだろか。司法試験を突破した当然の対価と思つていいのではないか、と絶えず自分に問いかけてみる。今のは確かに権利中心の世の中である。声を大にして要求すれば人は注目し、要求が通ることが多い。抑圧された人たちにとってはそのようなことも必要であろう。しかし、我が身を振り返つて自己が最善をなしていいのか、与えられたものに感謝しているのか、という観点からの議論は欠落しているのではないか。修習生は、将来国民の権利の擁護者となるのだから権利意識が強い方がいい。しかし、自らに対しては、社会の指導者となるのなら厳しくあらねばならないのではないか。國民から給料をもらつていいという意識はあつてもいいのではないか。日本人が伝統的な道徳や義務の觀念を捨て去り、全く歐米型になるのなら日本の存在価値はなくなる。よき伝統は承継したい。しかし、一般的にいつて前期と比べ修習生は大人になつたようだ。寮も前期に比べ静かで住みやすい。」

## 二 規律の保持

### 1 司法修習生の監督機構

司法修習生は、その修習の全期間を通じて司法研修所長の監督に服し、実務修習期間中は、更に配属地の地方裁判所長、検事正又は弁護士会長の監督を受けることになる。

なお、司法修習生を監督する司法研修所長は、最高裁判所長官の監督下にあり、実務修習所会の長の監督権は、司法修習生の任免権を有する最高裁判所の委託に由来するものである。このことから明らかなように、監督権は窮屈的には、最高裁判所に帰属する。

### 2 欠席

#### （一）欠席の意味

司法修習生に休暇の概念はない。国家公務員の場合は、年次休暇、病気休暇、特別休暇が認められているが、司法修習生の場合は、修習を要しない日と修習日の区別があるだけである。修習を要しない日とは、日曜日、国民の祝日及び年末年始の休暇（一月二十九日から翌年一月三日まで）をいい、それ以外の日は、すべて修習日であり、

修習日に修習できない場合は欠席である。

(二) 欠席と修習終了の関係

司法修習生がその修習を終え、法曹資格を取得するためには、司法研修所長が定めた一定期間の修習を欠落なく終えること及び考試に合格することが必要である（裁判所法六七条一項）。したがつて、修習日に欠席したときは、右の修習期間に欠落を生じ、前者の要件を充足することができず、ひいては考試を受ける資格を失くものとされ、同期生と同じ時期に法曹資格を取得することができないことになる。

(三) 病気その他正当の理由のある欠席

前記(二)のとおりとすると、過酷な事態が生ずる。そこで、司法修習生に關する規則六条は、病気その他正当な理由によつて修習しなかつた九〇日以内の期間は、これを修習した期間とみなすこととした。この結果、九〇日を超える長期病欠者及び正当の理由がないため欠席の承認を得られなかつた欠席者が前記(二)の適用を受けることになる。

ここにいう正当な理由の有無は、一般職の職員の給与に關する法律一五条に定める承認に準じて判断される。すなわち、前述の病気休暇（非常災害、不可抗力によ

特別休暇

る交通しゃ断、選挙権行使、忌引、分べん等)の事由に相当する事由がある場合は、正当な理由があるとされる。しかし、年次休暇に相当する欠席の場合は、原則として正当な理由なしとされるであろう。けだし、年次休暇は「事務に支障がない」場合に認められるのであるが、修習は非代替的なものであり一般的に「修習に支障がない」とはいえないからである。したがつて、親族、知人の市内案内とか友人の結婚式への参列などは、正当な理由とはならないと思われる。ただ、後述の自由研究日の欠席の場合には、「修習に支障がない」とされるケースもあるであろう。

#### (四) 承認を得ない欠席

前述のとおり、欠席について承認が得られなかつた場合は、修習期間に欠落を生じ、同期生と同時に司法修習生の修習を終えることができないことになる。承認を得ない欠席は、そのこと自体規律違反であるが、更に右のような重大な効果をもたらすものである。このようなケースが、最近二例もあいついだことを指摘し、諸君の注意を喚起しておく。

なお、承認を得ない欠席に関連し、いわゆる代印について付言する。代印とは、

印章だけを出席させ、本人は欠席することをいう。代印は、それ自体卑劣な行為であり、処分の対象となることはいうまでもないが、欠席という実体を残すことにもなる。しかも、この欠席について事後的に承認が得られなかつたときは、前述の承認を得ない欠席の効果が全面的に及んでくることになる。実務修習中、修習を要する日に、代印出席し、本人は自動車の運転免許をとるため、自動車教習所へ通つていたという事例があつた。このケースなどは、修習終了が遅れてもやむをえないものというべきであろう。

## (五) 自由研究日と欠席

自由研究日は、登庁を要しない修習日であり、司法修習生の自主性を尊重して与えられるものである。したがつて、司法修習生は、自らの責任において修習の実を挙げるためにこれを使うべきであり、修習を要しない日と同様に考えて無為に過すべきではない。自由研究日は、右のような趣旨で与えられるものであるから、この日に、修習できない事情があるときは、欠席の承認を得なければならぬ。

なお、自由研究日に関連し、いわゆる夏期休暇について若干説明する。裁判所で

は、夏期に二〇日間程度の休暇をとるのが一般であり、当該部に配属された司法修習生も、その期間中登庁を要しないこととされる。この場合、当該裁判部の裁判官等は、前に述べた年次休暇をまとめてとっているのであるが（裁判官に特別の夏期休暇があるわけではない。）、司法修習生には、このような休暇はないから、結局、夏期休暇期間中の日曜日を除く日は、自由研究日ということになる。このことは、検察庁、弁護士会の実務修習中にいわゆる夏期休暇が与えられた場合でも同じである。

### 3 旅行

#### （1）旅行とその許可

司法修習生は、旅行しようとするときは、監督権者の許可を受けなければならぬとされている。司法修習生は、前に述べたような監督機構に組み込まれているのであるから、監督権者に対し、常にその所在を明らかにしておく義務があり、監督権者も、十全の監督を行うためには、常に監督下にある者の所在をは握しておく必要がある。司法修習生の旅行について許可制を採る理由はここにある。

旅行日が修習日にかかる場合は、旅行許可のはかに欠席の承認を得る必要があることはいうまでもない。

無断旅行は、多くの場合無断欠席を伴い、同期生と同時に修習を終えることができないという効果をもたらす。前述の修習終了遅延の二例も、このケースであった。

## (二) 内国旅行

内国旅行の許可権者は、司法研修所における修習中は司法研修所長であり、実務修習中は裁判所、検察庁又は弁護士会の長である。ここにいう旅行とは、修習地を離れることをいい、旅行の目的が何であるかを問わない。したがつて、帰省、行楽、研究会等への出席を目的とするものもすべてこれに当る。ただ、司法研修所における修習期間中の東京、横浜、浦和及び千葉の各裁判所の管轄区域内への泊を伴わない旅行については、許可を要しない扱いである。

## (三) 外国旅行

外国旅行の許可権者は、最高裁判所長官である。この許可は、旅券発給の要件ではない（公務員の場合は、所屬庁の長の海外渡航承認書がなければ、旅券の発給を

受けられない。この許可が必要とされるのは、司法修習生に対する監督上の見地からである。旅券が自由に取得できるからといって、この許可を受けることなく外国旅行をするようなことのないよう特に注意しておきたい。

なお、従来の事例によると、いわゆる夏期休暇（自由研究日）及び年末年始の休暇とそれに接続する自由研究日を利用する場合は、一週間ないし一〇日間の旅行が、右の期間を除く修習中は、新婚旅行に限り五日間ないし一週間の旅行が認められている。

#### 4 兼業、兼職の禁止

司法修習生は、許可がない限り、兼業、兼職することができないものとされている。司法修習生は、前述のとおり、修習に専念すべき義務を負うものであるから、この禁止は当然のことであり、また二年間の修習は、兼業、兼職を可能にするほどなまやしいものではない。司法研修所における前期修習中の起案が多すぎると批判しながら、他方において司法試験の答案練習を引き受けこれに相当の時間を費やしている事例があるが、論外である。アパート経営、たばこ小売業、各種の委員、役員に就任すること

と、家庭教師、右の司法試験の答案練習を継続して引き受けること等は、いずれも兼業または兼職に該当する。したがつて、所定の許可を受けなければ、規律違反に問われることになる。

## 5 秘密の保持

司法修習生は、修習にあたつて知つた秘密を漏らしてはならない。このことについては、多くを説明するまでもないであろう。要するに、司法修習生は、指導担当の裁判官、検察官又は弁護士の守秘義務に準じて、秘密を守るべきである。

なお、司法修習生が実務修習中に裁判所の記録を紛失した事例がある。弁解の余地のない失態であり、裁判所や当事者にかける迷惑は、はかりしれない。記録の取扱いには、十分注意するよう望む。

## 6 非違行為

非違行為のため、罷免等の処分を受けた司法修習生は、かなりの数に達する。この中には、脅迫、強制わいせつ、窃盗、公職選挙法違反、~~道徳を違反する~~、~~道徳を違反する~~、~~道徳を違反する~~、~~道徳を違反する~~、~~道徳を違反する~~、~~道徳を違反する~~、~~道徳を違反する~~、~~道徳を違反する~~等の罪に問われた者が含まれている。諸君には対岸の火事としか映らないかもしれないが、このよう

な事故が後をたたないという現実を直視し、一層気持を引き締めてもらいたいと思う。

司法研修所長は、非違行為が相ついだため、昭和五〇年一〇月六日、司法修習生全員に対し、規律の保持について、次のような内容の文書を発した。この内容を肝に銘じ、同種の事故を起さないよう強く要請する。

「近時、司法修習生の一部に、醉余他人の自転車を窃取し、若しくは短期間に普通乗用車によるスピード違反を繰り返し、又は最高裁判所長官の許可を受けずに海外旅行をし、あるいは許可期間を超えて海外に滞在し、その間の実務修習日に正当な理由なく欠席する等法規を無視ないし否定する行動が目立っている。このため、当該司法修習生は、司法修習生としてその責を問われて司法修習生の身分を失い、あるいは同期の司法修習生とともに修習を終了することができなくなるという事態に立ち至つてゐる。

右のような行動は、法の支配の扱い手である法曹をめざす司法修習生として恥ずべき行為であるばかりでなく、司法修習生全体の評価を著しく傷つけるものであり、誠に遺憾である。当職としては、今後も司法修習生の規律保持について厳格に対処する考えであるが、この機会に司法修習生諸君が国民の司法修習生に対する好意と期待に深く思い

をいたし、いやしくも国民一般の指弾を受けるような行動のないよう、特に注意を喚起するとともに、規律を厳守し修習に専念することを切望する。」

### 三 修習の心構え

#### 1 修習に対する基本的態度

司法修習生の身分について述べたところから明らかに、司法研修所は、「法曹」というプロの養成機関であり、そこに厳しさが要求されるのは当然である。また司法修習生の側にも、与えられるものを消化するだけという受動的態度ではなく、自らを鍛錬するという能動的態度が要請される。司法修習生が、司法研修所に対し、起案の数を減らせという声で代表されるような安易さを求めるならば、それは、自分がめざす「法曹」の地位を低からじめることになろう。

なお、プロになるための厳しさに関連し、考試について一言する。考試は、第二回試験（司法試験が第一回試験である。）といわれるもので、法曹資格を取得するために必要な国家試験である（これを、司法研修所の卒業試験と考えていい向きがあるが、

誤りである。)。この考試について、毎年司法修習生の一部から、その廢止あるいは全員合格を求める要望が出されている。このような主張は、世間に通用するものではないということを知つてほしい。

なお、考試において一科目でも「不可」をとれば、原則として、直ちに合格とはされず、数か月後に当該科目について追試を受けることとなる。

## 2 基本型の習得

司法修習生の修習は、限られた期間に、法曹として、いざれの道を選ぶこともできるようミニマム・スタンダードを身につけさせることを目的としている。現在のカリキュラムは、この目的が実現できるよう長い間の経験をふまえて編成されており、そこでは、各科目の基本型を徹底的に理解させることに主眼がおかれている。技芸であるとスポーツであるとを問わず、まず型をおぼえることから始まる。法曹となるための訓練も同じであり、基本型を自分のものにすることによって、はじめて飛躍が期待できる。限られた期間内にこの基本型を習得することは必ずしも容易ではないことを自覚し、これに専念することを期待する。

### 文章の重要性

達意の文章を書くことは、法曹にとって不可欠の要件である。平素から一語、一句もおろそかにしない習慣を身につけるよう心掛けるべきである。

更に、基本的なことは、顎字、あて字を書かないよう注意することである。「敬教官殿、私たち修生は、理路整然とした参行起案に舊嘆し、徵役何年にしてよいか検討もつかない白表紙を前にして悲歎するばかりです。」という文章にお目にかかると、それこそ、どこで何を勉強しているのか見当もつかなくなる。これでは、理路整然とした起案でも、法曹としての資格を疑われることになろう。文章を書くときは、常に国語辞典を座右におき、記憶があいまいであれば辞典で確認する習慣を身につけてほしい。国語辞典は、法曹にとって六法全書と同じくらいに重要なものである。

#### 4 修習の場

司法修習生が、お互に法律論をたたかわし、事実認定について意見を交わすことは、望ましいことであるが、場所柄を考える必要がある。修習に熱心なあまり、満員電車の中で、表見代理の要件事実は何かとか、恐喝、強盗のいずれを認定すべきかといつ

た議論を声高にたたかわす風景に接することがあるが、このような状況は、望ましくない。世人の目には、このような議論をしている集団が異様に映る。悪しき隣人とならないよう心掛けてほしい。

#### 四 エチケット

社会生活が円滑に営まれていくためには、一定のルールが必要であり、人は、このルールに従わなければならぬ。ルールに従うことが即ちエチケットである。ここにいうルールは、とりもなおさず常識であるから、エチケットをわきまえ身につけるということとは常識人として行動することにほかならない。司法修習生に固有のエチケットがあるわけではないから、司法試験をパスしてきた諸君に対し、エチケットについて多くを説明する必要はないと思われる。しかし、現実には、多くのエチケット違反の事例が報告されているので、以下留意すべき点を挙げ、注意を喚起することとしたい。

##### 1 身だしなみ一般

司法修習生は、法曹仲間の内にあつては、ひな鳥として、若干の常識はずれの言動

も大目にみられることもある。しかし、世人は、司法修習生を知識、能力及び人柄のすべての点ですぐれた社会人として評価する反面、良識を欠く言動に対しては、厳しく指弾する。この点を心に銘じて、言動を慎み、身だしなみに意を用いる必要がある。なお、この際、司法修習生は、国家公務員上級職（甲種）採用試験に合格した者が三年目に受ける給与を上回る給与を受けるものであることを想起してほしい。

- (1) 修習中は、必ず、司法修習生のバッジを着用すること。
- (2) 将来の法曹としてふさわしい身なりをすること。

ノー・ネクタイ、サンダルばきの通勤などは、論外である。弁護士会の実務修習中のことであるが、ある事務所に配属された司法修習生が、長髪でひげをたくわえた異相であったため、その事務所の依頼者にきわめて不愉快な思いをさせたという事例がある。これなどは、好みの問題を超えるものといわなければならぬ。

- 2 講師、教官、実務修習指導者等に対するエチケット
- (1) 大講堂における外部講師の講演の際は、特に礼を失すことのないよう注意すること。

う。

居眠りは、無礼の最たるものである。講演が終ったときは拍手するのが礼にかなう。  
(二) 各教室における講義の際は、その始めと終りに起立して、教官を迎えること。  
(三) 教官の自宅又は事務所を訪問するときは、社会人としての礼節に欠けることのないよう注意すること。他人の家を訪れる場合、手土産を持参し、適当な时刻に辞去するのは、当然の配慮であり、事後に、感謝の意を表するあいさつを忘れないことも大切である。

(四)

右に述べたところは、実務修習の場においても通用する。

なお、この際、実務修習中、特に留意すべき事項について付言する。

- (1) 司法修習生の任地は、司法研修所長が定めた実務修習地である。したがつて、司法修習生を命ぜられたときは、実務修習地に着任し、裁判所長、検事正及び弁護士会長に着任のあいさつをし、また修習を終了したときは、実務修習地に帰任し、各庁会の長にその旨の報告とあいさつをすべきである。
- (2) 実務修習は、裁判所、検察庁及び弁護士会で順次行われる。各庁会における実

務修習の開始時と終了時には、各庁会の長、指導担当の裁判官、検察官及び弁護士、

司法修習生の事務を担当する事務局の職員等にあいさつをすべきである。

(3) 定められた修習開始、終了の時刻を厳守すること。なお、指導担当の裁判官等より早めに出勤し、退庁時にはあいさつをして帰るのが、司法修習生としてのエチケットであることを忘れないでほしい。

(4) 実務修習中のいわゆる「夜の修習」については、これを期待するような態度を示したり、これを当然のことと考えるようなことがあつてはならない。

### 3 職員に対するエチケット

司法研修所の職員は、司法修習生の修習が円滑に行われるよう、日夜、縁の下の力持的な仕事に精励している。彼らは、諸君を将来の法曹界を担う人々として尊敬し、諸君が大成することを願っている。諸君も、司法修習生の修習が、このような職員の努力によつて支えられていることを十分認識し、職員（その多くは、諸君よりも年が若い。）に対しては、常に、相手の立場を思いやる気持と感謝の気持をもつて接してほしい。さ細なことではあるが、備付けの茶わんを灰皿がわりにし、食堂に返すべき

容器や空かんを教室、廊下に散乱させ、指定された日までに各種の申告、届出、請求等の手続をとらないなど注意してほしい点は、枚挙にいとまがない。いかにき細なことでも、それがルール違反である以上、諸君に対する尊敬は、直ちに厳しい批判に変るであろう。

右に述べたことは、裁判所、検察庁、弁護士会における実務修習中においても留意すべきところである。

#### 4 見学先でのエチケット

二年間の修習カリキュラムの中には、刑務所、各種の工場等の見学が組み込まれている。この見学については、すべてが見学先の好意によるものであること及び司法修習生が社会人として高く評価されていることに留意し、服装を整え、言葉づかいに意を用いる配慮があつてしかるべきである。自分の立場を忘れ、あたかも事務検察官のような態度をとつたり、横柄な態度で質問するようなことがあれば、司法修習生に対する評価は、著しく傷つけられることになろう。十分戒心すべき事柄である。

### 松戸分室でのエチケット

松戸分室は、司法修習生及び裁判官研究員のための合宿舎である。松戸分室在寮準則及び在寮心得は、この合宿舎での集団生活を円滑に営むために定められたルールである。在寮を許可された者は、定められたルールを遵守し、節度ある修習生活を送るよう心掛け、仮にも退寮処分を受けることのないよう自戒してほしい。

#### (一) 近隣に迷惑をかけないこと。

深夜、飲酒の上放歌高吟して帰寮する者が相ついだため、「修習生公害」であると問題にされたことがある。公害問題に深い関心を寄せる諸君が、自ら公害をまき散らしたのでは、世間に對し申し開きはできない。

#### (二) 同僚に迷惑をかけないこと。

司法修習生の中には、神経質な人が意外に多い。このような人にとっては、隣室の騒音は堪え難いものである。同僚に対するエチケットとして、深夜にわたる喧騒を慎しみ、ドアの開閉にも気を使うという配慮がほしいものである。

## 6 司法研修所の施設の使用について

司法研修所の施設は、司法修習生の修習及び裁判官の研修、研究という目的のため設置された國の行政財産である。したがつて、司法修習生がこの施設をカリキュラム外で使用するについては、一定のルールに従う必要がある。このルールを守ることも、一つのエチケットといつてよいであろう。

### (1) 教室内における掲示は、次の定めによること。

「一 司法修習生が教室内において掲示をする場合は、掲示用黒板を使用するものとし、講義用黒板、壁画その他の場所を使用しないこと。

二 次の掲示については、あらかじめ、許可を受けること。

1 大きさがB4判をこえるもの

2 司法修習生以外の者が作製したもの、又はそのコピー類」

なお、右の定めに違反した掲示、すでに目的を達したと認められる掲示及び修習生の品位をきずつけ、又は教室の正常な機能を損なうと認められる掲示は、除去を命ぜられ又は除去されることがある。

(二)

講堂、教室等の使用の許否は、次の基準によつて決定されることに留意すること。

「司法研修所の施設は、カリキュラムに定められた司法修習生の修習のため使用することを原則とし、例外として、付隨的に修習に資すべき司法修習生相互間の研究討論のため使用させ、それ以外の目的のために使用させないものとする。」

五 むすび

人生をひょうたんにたとえた人がいる。人生には、ひょうたんのようなくびれがなければ、体をなさないという趣旨である。諸君にとって二年の修習期間は、このくびれを作る苦しい時期といつてもよいであろう。自らを大いに鍛まし、みごとな法曹の姿を形作つてほしい。